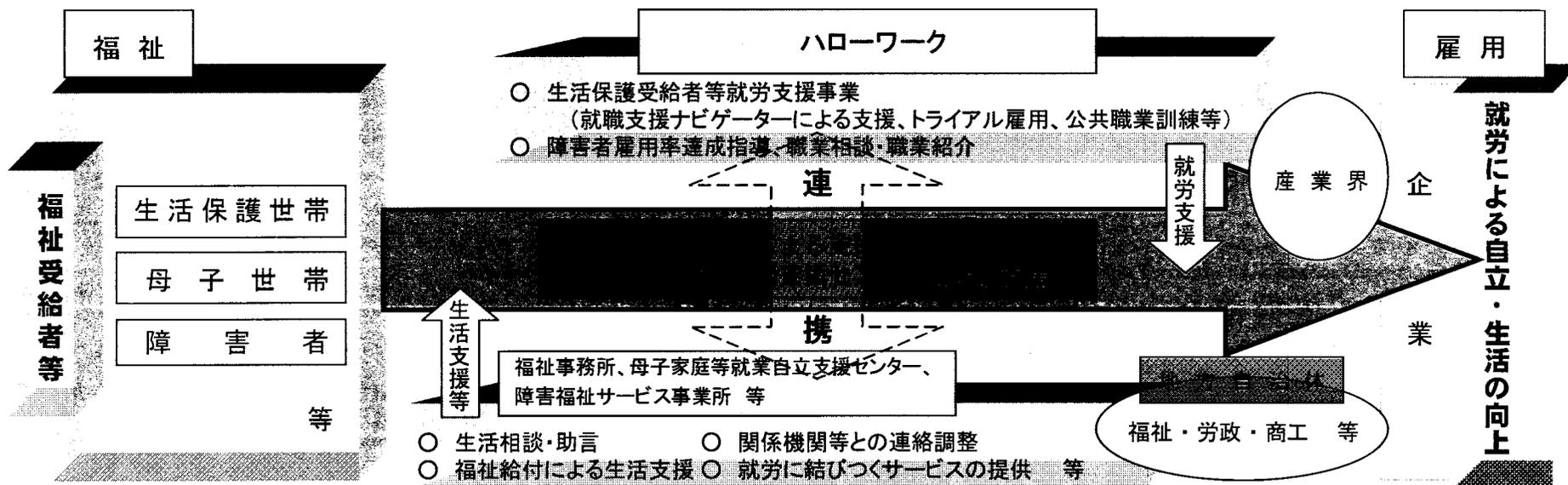


『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方 ～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)
 - ー 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
 - ※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
 - 〔 例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施 〕
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施

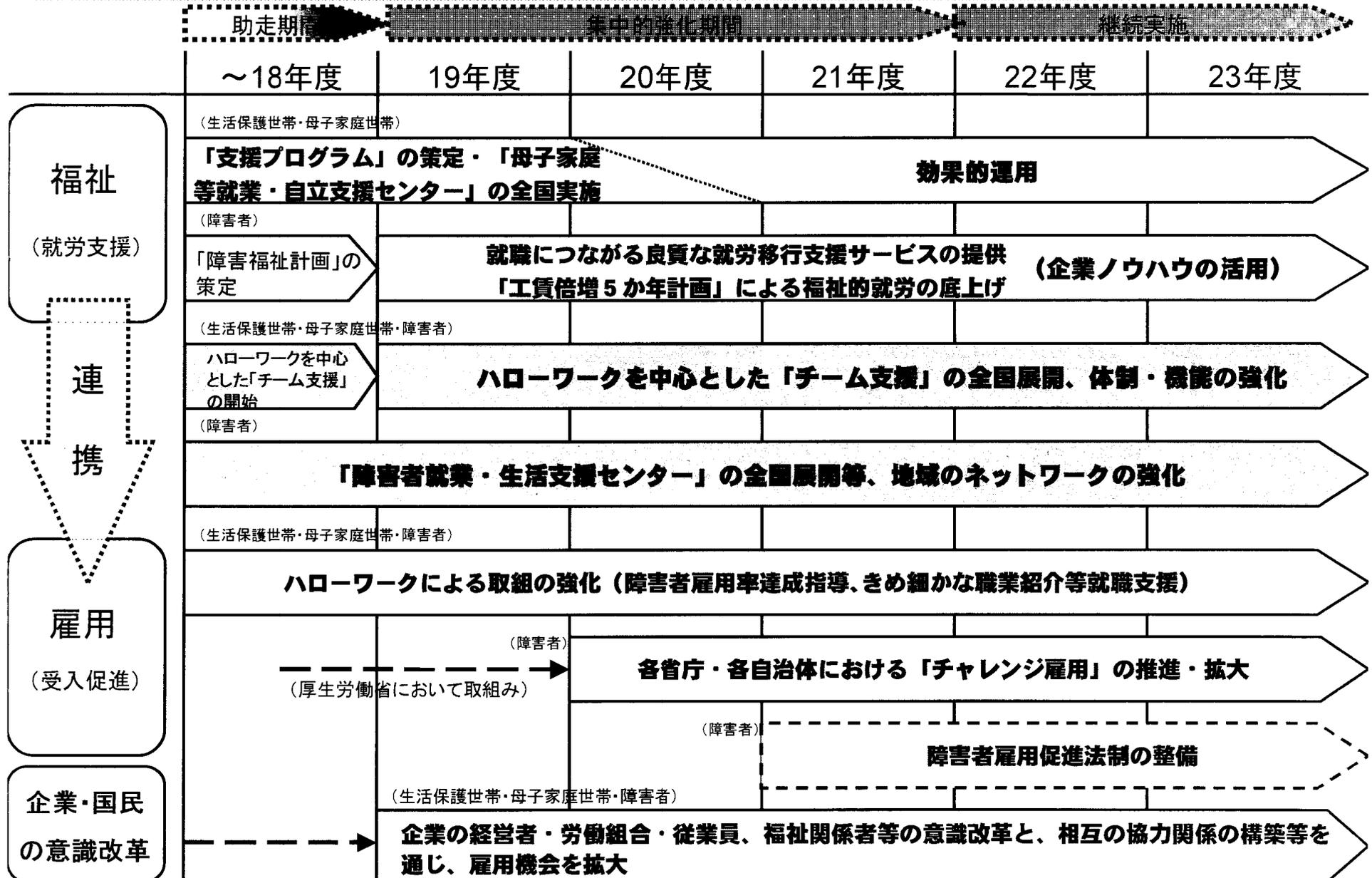
※ 産業界・企業の理解、協力

- ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
- 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。
(特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組を強化する。)



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など



障害者雇用促進法制の整備

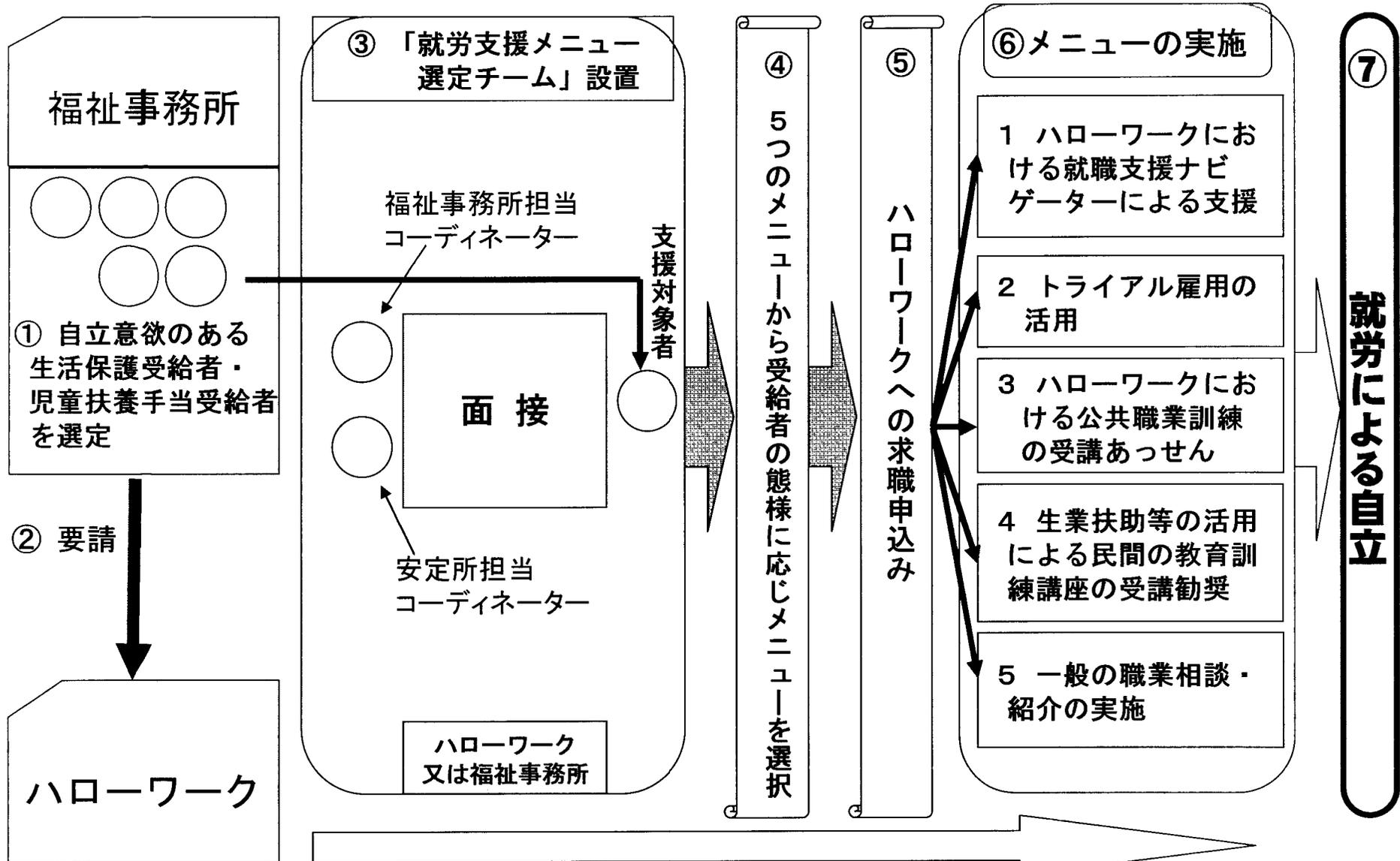
- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



福祉事務所とハローワークとの連携による 「生活保護受給者等就労支援事業」の概要



生保事業担当責任者の設置（支援メニューの選定及び実施・進捗状況管理）

平成19年度予算に盛り込んだ生活保護の見直し

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、生活保護制度の適正な実施を推進する。

(1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、死亡時に扶養義務者が不動産を相続することは社会的公平の観点から問題であることから、所有不動産を担保とした貸付制度（要保護世帯向け長期生活支援資金）を創設し、当該制度を利用させることとする。

(2) 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し

母子加算について、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付を創設（就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円）するとともに、現行の母子加算（15歳以下）を段階的に廃止する。

(3) 自立支援プログラムの着実な推進

17年度より自治体に導入した「自立支援プログラム」の推進により、生活保護受給者の就労や退院を促進する。

自立支援プログラムについて

【 平成19年度の運用方針 】

- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
 - ・ 就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められる。

- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
 - ・ 支援開始者数に対する就職者数の割合が、約50%(平成17年6月から平成19年2月)と、一定の効果が期待できる。

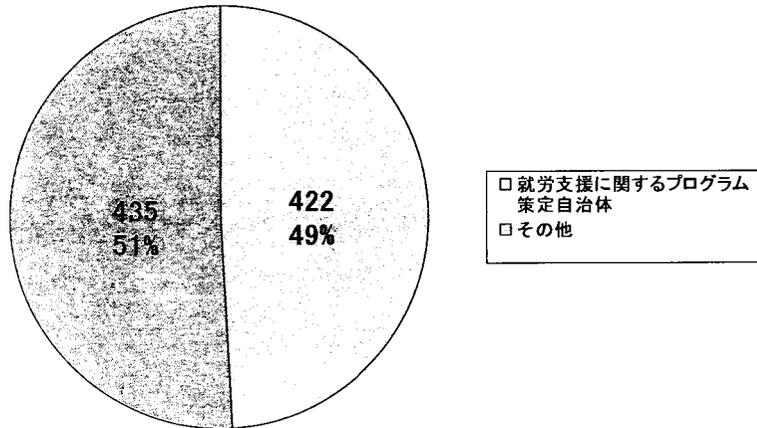
- 稼働能力判定会議の設置
 - ・ 就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要
 - ・ 稼働能力判定会議で、稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効

自立支援プログラムの策定状況 Ⅲ

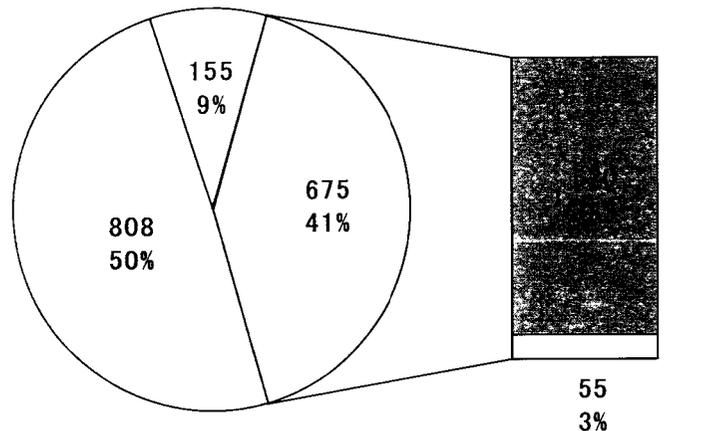
【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

【就労支援に関するプログラム策定状況】



	平成18年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	51%



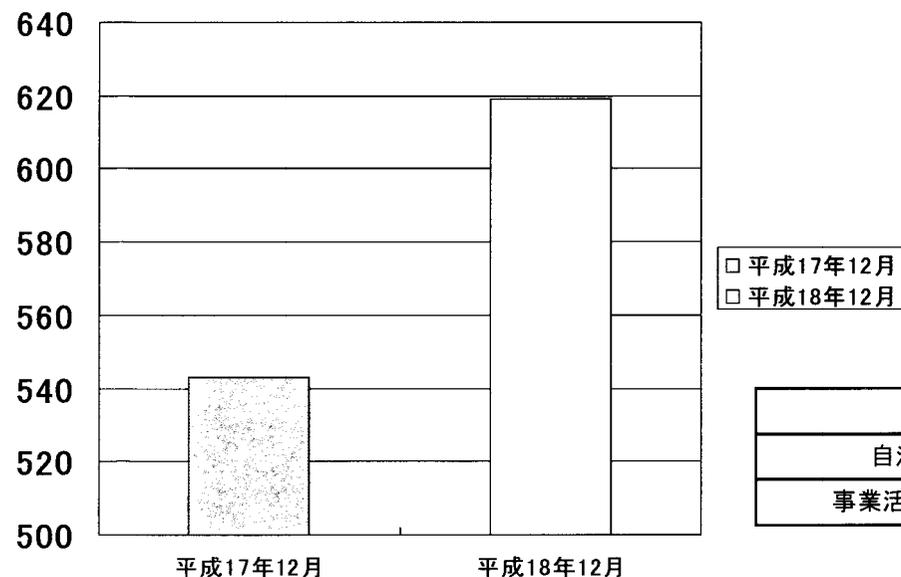
- 日常生活自立
- 社会生活自立
- 経済自立
- 就労支援
- その他

	平成18年12月	
経済自立に関するプログラム数	675	41%
就労支援に関するもの	620	38%
その他	55	3%
日常生活自立に関するプログラム数	808	49%
社会生活自立に関するプログラム数	155	9%

(注)その他は、高校進学プログラム、年金裁定請求プログラム等

生活保護受給者等就労支援事業について

【 生活保護受給者等就労支援事業活用自治体 】



	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
自治体数	822	100%	857	100%
事業活用自治体	543	66%	619	72%

【 生活保護受給者等就労支援事業実施状況 】

	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～平成18年3月	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～平成19年2月	8,494	8,056	5,031	59.2% (注)
累計	15,803	12,609	8,038	50.9%

(注)平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

就労支援に関する状況について

○ 就労支援を行うことにより、生活保護を受給している稼働年齢者65万人のうち、6.8%にあたる4.4万人が新たに就職または転職等により増収となっている。

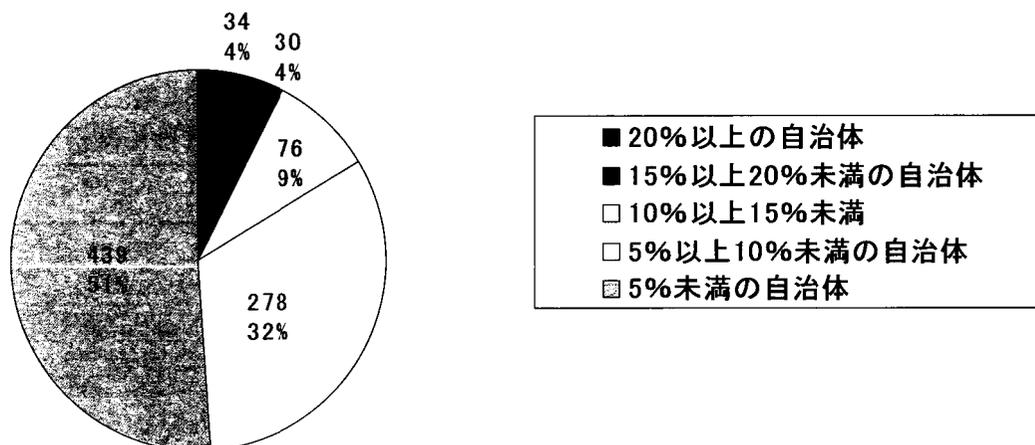
【 平成18年4月から12月までに新規就労または転職等により増収した生活保護受給者 】 (人)

	生活保護受給者等就労支援事業	就労支援プログラム	プログラム以外	合計 ①
新規就労、増収の人数	3,878	9,870	30,288	44,036

【 稼働年齢者数 650,350人 】……②

【 稼働年齢者数に対する新規就労、増収した生活保護受給者数の割合(①/②) 6.8% 】

【 稼働年齢者数に対する新規就労、増収の人数の割合からみた自治体数 】



「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の停廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領